

JIS

フレッシュコンクリートの試料採取方法

JIS A 1115 : 2020

(JCI)

令和 2 年 1 月 27 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	石 田 知 子	株式会社大林組
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	鈴 木 澄 江	一般財団法人建材試験センター
	高 橋 俊 之	一般社団法人セメント協会
	野 口 貴 文	一般社団法人日本建築学会 (東京大学)
	原 田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久 田 真	東北大学
	前 田 敏 也	一般社団法人日本建設業連合会 (清水建設株式会社)
	柳 田 直	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (株式会社日東)
	吉 田 敬	公益社団法人地盤工学会 (応用地質株式会社)
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 26.8.22 改正：令和 2.1.27

官 報 掲 載 日：令和 2.1.27

原 案 作 成 者：公益社団法人日本コンクリート工学会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル TEL 03-3263-1571)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 試料	1
2.1 一般	1
2.2 試料の量	2
2.3 分取試料の採取方法	2
3 報告	2
附属書 JA (参考) 分取試料の採取方法	3
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	5
附属書 JC (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	11
解 説	13

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本コンクリート工学会（JCI）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 1115: 2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた申出、日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第 9 条により、産業標準化法第 12 条第 1 項の申出、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

フレッシュコンクリートの試料採取方法

Method of sampling fresh concrete

序文

この規格は、2004年に第1版として発行されたISO 1920-1を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。また、技術上重要な改正に関する新旧対照表を、附属書JCに示す。

1 適用範囲

この規格は、ミキサ、ホッパ、コンクリート運搬装置、打ち込んだ箇所などから、フレッシュコンクリートの試料を採取する方法について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 1920-1:2004, Testing of concrete – Part 1: Sampling of fresh concrete (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 試料

2.1 一般

試料は、次による。

- 試験をしようとするコンクリートの3か所以上から採取したほぼ等量の分取試料¹⁾を集め、非吸水性材料でできた容器に入れて、一様になるまでショベル、スコップ又はこてで練り混ぜたものを試料とする。
- コンクリートの品質のばらつきを試験するなどの目的で、多数の試料を採取しなければならない場合には、分取試料をそのまま試料としてもよい。
- 試料は、練り混ぜた後、直ちに試験に供する。試験が終わるまでは、日光、風などの影響を受けないように手早く取り扱う。また、水を得失したり温度変化が過度にならないように、必要に応じて試料を保護しなければならない。

注記 試料の種類によって粗骨材の最大寸法が40 mmを超える場合には、40 mmの網ふるいでふるって40 mmを超える粒を除去した試料を用いることがある。ここで、40 mmの網ふるいとは、JIS Z 8801-1に規定する公称目開き37.5 mmの網ふるいのことをいう。

注¹⁾ 分取試料とは、試験しようとするコンクリートの各所から採取した個々のものをいう。